

平成30年度土木建築系資格試験対策講座業務委託企画提案競技実施要領

平成30年4月16日
秋田県建設部建設政策課

1 趣 旨

この要領は、本県建設産業の担い手確保・育成のために県が実施する「平成30年度土木建築系資格試験対策講座業務委託」に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

2 業務内容

(1) 業務名及び数量

平成30年度土木建築系資格試験対策講座業務委託一式（以下「本業務」という。）とする。

(2) 業務の仕様等

別添の平成30年度土木建築系資格試験対策講座業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成31年2月15日までとする。

(4) 委託額の上限

7, 170, 984円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 実施スケジュール

(1) 企画提案競技関係書類交付	平成30年4月16日（月）から
(2) 質問提出期限	平成30年4月20日（金）まで
(3) 質問に対する回答	平成30年4月23日（月）まで
(4) 企画提案書等提出期限	平成30年4月27日（金）まで
(5) 企画提案競技審査委員会	平成30年5月8日（火）午前9時30分から
(6) 審査結果通知	平成30年5月8日（火）予定
(7) 契約締結	平成30年5月8日（火）以降

4 担当課・班

秋田県建設部建設政策課担い手確保育成班

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

【電話番号】018-860-2910 【電子メールアドレス】2910center1@mail2.pref.akita.jp

【ホームページアドレス】<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/14267>

5 企画提案競技関係書類の交付

企画提案競技関係書類は、次により交付します。

(1) 交付期間

平成30年4月16日（月）から同年4月27日（金）までとする。

(2) 交付方法

4記載のホームページに掲載する方法により交付する。

6 質問の受付

企画提案競技に係る質問は、質問票（様式第2号）により、3（2）記載の提出期限までに、4記載の担当課・班に電子メールで提出してください。

また、質問に対する回答は、電子メールにより随時行うとともに、質問及び回答の内容を4記載のホームページに掲載します。

なお、回答内容は、本要領及び関係資料の追加又は修正とみなします。

7 参加資格要件

企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者としてします。

- (1) 県内に事務所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 国税及び都道府県税に滞納がない者であること、及び社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入し、かつ滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 県が行う競争入札に関して指名停止措置等を受けていないこと。
- (8) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項に規定する技術検定を受けようとする者を対象とする講座、研修会又はこれらに類するものを実施した実績（受託して実施したものを含む。）を有すること。
- (10) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有すること。

8 企画提案書等

- (1) 企画提案書等の作成及び提出

企画提案競技に参加しようとする者（以下「企画提案競技参加者」という。）は、次の書類について、3（4）記載の提出期限までに、4記載の担当課・班に4部（正本1部・副本3部）持参してください。

- ① 企画提案書（様式第1号）

- ・ 様式第1号に、図、表、その他必要な資料（原則としてA4版）を添付して提出してください。
- ・ その他本要領及び仕様書を踏まえた企画を提案してください。

- ② 見積書（様式任意）

本業務を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税を含む。）とその積算内訳を明らかにした見積書を作成し、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入の上、押印して提出してください。

- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- (2) 留意事項

- ・ 提出できる企画提案は1案とします。
- ・ 提出した書類は返却しません。

9 審査

8（1）記載の企画提案書等を提出した者（以下「企画提案書等提出者」という。）を対象として、別添の土木建築系資格試験対策講座業務委託企画提案競技審査委員会設置要綱（案）及び土木建築系資格試験対策講座業務委託企画提案競技審査要領（案）に基づき、3（5）記載の日時に、次のとおり、企画提案書等に関する審査を行います。

審査開始時間については、後日、企画提案書等提出者にお知らせします。

(1) 企画提案書等提出者控え室

秋田地方総合庁舎6階609会議室（秋田市山王四丁目1番2号）

※審査開始時間の10分前までに入室するようにしてください。

(2) 審査会場

秋田地方総合庁舎6階610会議室（秋田市山王四丁目1番2号）

※係員の案内があるまで入室できません。

(3) 審査会場において使用できる機器

審査会場に、パソコン（Windows・Microsoft Office）、マウス、レーザーポインタ、プロジェクタ及びスクリーンを用意します。当該機器の利用を希望する場合は、当日、電子データ（記録媒体はUSB、CD又はDVDに限る。）を御持参ください。

(4) 審査

審査は、プレゼンテーション形式（1者当たり20分程度）で行い、最も優れていると認める者を本業務の委託候補者として選定します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象としません。

- ① 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ② 企画提案競技に関係する者に対して不当な働きかけを行ったと認める場合
- ③ 見積額が2（4）記載の上限額を超えている場合
- ④ その他本要領に定める事項に適合しない場合

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、3（6）記載の予定日以後に企画提案書等提出者に対して通知するとともに、4記載のホームページに掲載します。

(6) 苦情の申立て

企画提案書等提出者は、審査結果について不服がある場合は、審査結果の通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を含めない。）以内に、契約担当者に対して書面（様式任意）により申し立てることができます。

10 委託契約

(1) 企画提案書等と本業務の関係

委託候補者の企画提案書等に記載された事項は、仕様書の一部となります。

その他、県と委託候補者との協議により、委託する業務の内容が追加又は修正される場合があります。

(2) 委託契約の締結

県は、委託候補者と本業務に係る委託契約（単独随意契約）を締結します。

委託契約は、選定された企画提案を直ちにその内容とするものでなく、県と委託候補者が協議し、双方が同意した場合に締結します。

また、委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、県は、委託候補者としての選定を取り消し、次点となった者と協議の上、当該者と委託契

約（単独随意契約）を締結することとします。

(3) 契約保証金

本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条の規定により契約金額に契約保証金の率を乗じた額を納付する必要があります。ただし、同規則第178条の規定に該当する場合は免除します。

11 公正な企画提案競技の確保

- ・ 企画提案競技参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。
また、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び企画提案の内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- ・ 企画提案競技参加者は、委託候補者の選定前に、他の企画提案競技参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。
- ・ 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し若しくは取り止めることがあります。

12 その他

- ・ 企画提案競技及び契約に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 企画提案競技の参加に当たって知的財産その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該企画提案競技参加者が負うものとします。
- ・ 企画提案競技の参加に要する費用は、当該企画提案競技参加者の負担とします。

【 企画提案競技に関する問合せ先 】

秋田県建設部建設政策課担い手確保育成班
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
電話番号：018-860-2910
電子メールアドレス：2910center1@mail2.pref.akita.jp